

伊丹市通学費及び通園費の助成に関する要綱

伊丹市通学費および通園費の助成に関する要綱（昭和58年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、伊丹市立小学校に通学する児童又は伊丹市立幼稚園に通園する園児（以下「児童等」という。）のうち、通学路又は通園路の安全の確保が困難なものの保護者に対し、通学に要する経費（以下「通学費」という。）又は通園に付き添う保護者の交通機関の利用に係る経費（以下「通園費」という。）を助成することにより、児童等の通学又は通園の安全の確保及び保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者等）

第2条 通学路又は通園路の安全を確保する必要がある下河原地域から通学又は通園する児童等の保護者に対して通学費又は通園費（以下「通学費等」という。）を助成する。

2 前項の規定は、他の制度による通学費等の助成を受けている者に対しては適用しない。

（助成額）

第3条 通学費等の助成額は、通学又は通園に必要であると市長が認める交通機関の利用に係る運賃又は料金の月額（1箇月定期券の額）、又は日額（普通運賃の往復に係る額）とする。ただし、月の途中で前条の規定による対象者の資格の取得又は喪失があった場合の助成額は、当該月の日数を基礎として通学日数に応じて日割りにより計算する。

2 前項の規定にかかわらず、8月分及び月の全日数を休学又は休園した場合の当該月は助成しない。ただし、伊丹市立小学校に通学する児童の8月分については、通学日数に応じて、日額を助成する。

（申請手続）

第4条 通学費等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学費等助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、学校長又は幼稚園長の確認を経て、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、通学費等助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、学校長又は幼稚園長を経て、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第6条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、学校長又

は幼稚園長を経て、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により助成金を交付するものとする。

（助成金の支払月）

第7条 助成金の支払月は、次のとおりとする。

期 別	期 間	支払月
前 期	4月から7月までの期間に係るもの	8月
後 期	8月から3月までの期間に係るもの	4月

（異動の報告）

第8条 交付対象者は、第4条の申請書の内容に変更があったときは、異動届（様式第4号）を学校長又は幼稚園長の確認を経て、市長に提出しなければならない。

（助成金の取消し等）

第9条 市長は、交付対象者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者又は学校長若しくは幼稚園長に対し、助成金の交付に必要な事項を調査し、又は報告を求めることができる。

付 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行し、改正後の伊丹市通学費及び通園費の助成に関する要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の伊丹市通学費及び通園費の助成に関する要綱第3条の規定は、平成19年9月分以後の通学費又は通園費に係る助成金について適用し、同年8月分までの通学費又は通園費に係る助成金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市通学費及び通園費の助成に関する要綱第3条の規定は、平成21年4月分以後の通学費又は通園費に係る助成金について適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。